

MPN・e決済サービス利用約款

第1条(約款の適用)

本約款は、株式会社メイテツコム(以下、当社といいます。)が提供する電子決済サービス(以下、本サービスといいます。)の利用に関し、当社と利用申込者との間で締結される契約(以下、本契約)の条項として現在および将来の一切の契約について適用されます。

第2条(契約者)

契約者とは、MPN・e 決済サービス利用約款(以下、本約款という)を承認の上、当社に本サービスを申込み、当社がこれを認めた利用申込者をいいます。

第3条(約款の遵守)

1. 契約者は本約款を承認し、これらを遵守するものとします。
2. 契約者がネットショップ運営者自身と異なる場合においては、契約者は本約款に定める内容をネットショップ運営者に遵守させるものとします。ネットショップ運営者が、本サービスの提供に関連し疑義を申し出た場合には、契約者の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(利用者との売買取引)

1. ネットショップにおける利用者との売買取引は、すべて契約者の費用と責任において行うものとし、当社はその内容等について一切関知しないものとします。
2. 当社は、契約者が販売する商品もしくはサービスの完全性、正確性、有用性および合目的性について、利用者に対し、いかなる保証も行わないものとします。
3. 契約者は、利用者に対して販売した商品および提供したサービスの品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違い等、売買取引に関する利用者との紛議については、利用者との間で遅滞なくこれを解決すべきものとし、当社は一切関知しないものとします。
4. 当社が前項に関連して何らかの損害を被った場合、契約者は即刻これを補償するものとします。

第5条(サービスの内容および決済金融機関との契約)

1. 当社が契約者に提供するサービスの内容は、別表に定めるものとします。
2. 契約者が前項のサービスを利用するにあたっては、本契約のほかに、クレジットカード会社や銀行等、当社の指定する決済金融機関別の利用契約を、別途締結するものとします。
3. 本サービスの利用は基本的に本契約によるものとし、本契約に定めのないことがらについては決済金融機関別の契約によるものとします。

第6条(接続方式および通信手順)

当社が契約者に提供する本サービスの接続方式および通信手順は、当社が別途定めるものとします。

第7条(決済代金の支払い)

1. 契約者は本サービスを利用することの対価として、別表に定めるシステム手数料を当社に支払うものとします。
2. 決済代金の支払いは、別表に定める支払日に、当社から契約者指定の銀行口座に振込むことにより行います。当社は決済代金から別表に定めるシステム手数料を差し引いて支払うものとします。

第8条(決済代金の返却)

1. 利用者との売買取引解消、決済金融機関との債権譲渡解消等により、契約者から利用者もしくは決済金融機関への決済代金の返却が必要となった場合、契約者は、自己の責任において遅滞なくこれに対応するものとし、当社には一切迷惑をかけないものとします。
2. 当社が前項に関連して何らかの損害を被った場合、契約者は即刻これを補償するものとします。

第9条(事故などの報告および事故発生時の緊急処置)

通信回線の故障その他の事故により、当社が契約者に第5条に定めるサービスを提供できない場合、当社は契約者に速やかに報告するものとします。なお、当社と契約者との間の緊急処置に関する規定は、当社が別途定めるものとします。

第10条(不可抗力による契約の不履行)

当社および契約者のいずれの当事者も、本契約の不履行が、火災、地震、風水害、ストライキ、争乱、停電、電気通信事業者が管理する通信回線の不備、法的規制、行政指導等、当事者の支配し得ない不可抗力によって生じたときは、かかる不履行に対して責任を負わないものとします。

第11条(契約上の地位の譲渡)

契約者は、当社の書面による事前承認がない限り、本サービスの提供を受ける契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

第12条(届出事項の変更)

契約者は当社に届出ている取扱商品等の種類および内容、商号、代表者、所在地、電話番号等の諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面をもって届け出、当社の承認を得るものとします。

第13条(パスワードの管理等)

1. 当社は契約者に本サービスを利用するためのID・パスワードを付与します。
2. 契約者は当社から付与されたID・パスワードを第三者に知られないよう自己の責任において管理するものとします。

3. 当社は、本サービスの提供において、送信されたID・パスワードがいずれも契約者に付与したものである場合には契約者からの行為としてこれを取り扱うものとし、不正使用その他の事故があっても、該当する損害については一切責任を負わないものとします。

第 14 条(利用中止)

1. 当社は、設備の保守上または工事上やむを得ない場合には、契約者に本サービスの利用を中止していただくことがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

第 15 条(機密情報)

1. 機密情報とは、本契約に当たり相手方から開示または提供された相手方の経営・技術・営業および顧客に関わる情報およびデータ(文書、図画、電子メール、電子的記録媒体、口頭等の開示・提供方法は問わない)のことをいいます。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の情報は本契約における機密情報の保持の対象とならないものとします。
 - (1) 相手方からの開示前に既に知っていた情報
 - (2) 開示時に、公知または公用のものであったもの
 - (3) 開示を受けたあとに、自己の責めによらないで公知または公用となったもの
 - (4) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (5) 相手方からの情報開示に関わらず独自に開発したもの
 - (6) 開示を受けたあとに、相手方が機密情報としての扱いから除外することに同意したもの

第 16 条(機密保持義務等)

1. 当社ならびに契約者は、相手方の機密情報を、理由の如何を問わず、相手方の事前の承諾なく第三者に漏洩または開示してはなりません。万一、機密情報が漏洩したことが発覚した場合は、当社ならびに契約者は直ちに相手方に連絡しその指示を受けるものとします。
2. 当社ならびに契約者は、機密情報を本契約以外に使用してはなりません。
3. 当社ならびに契約者は、機密情報を利用して、自己または第三者のために営利活動を行ってはなりません。
4. 当社ならびに契約者は、機密情報の不当なアクセスまたは機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
5. 当社ならびに契約者は、本契約の終了時、若くは相手方からの返還の要求があるときは、いつでも直ちに機密情報を含む物件および資料(その複製物を含む)を相手方に返却するか、あるいは相手方の立ち会いのもとで破棄しなければなりません。
6. 本条文の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第 17 条(開示対象)

前条第一項の規定に関わらず、当社ならびに契約者は次の者に対しては必要な限度において機密情報を開示することができるものとします。

1. 本契約上で機密情報を知る必要のある自己の役員および従業員
2. 自己の弁護士・会計士・その他アドバイザーで法令上機密保持義務を負う者
3. 自らと本業務に関連して同様の機密保持契約を締結している者で相手方が承諾した者

第 18 条(コピー等の作成)

1. 当社ならびに契約者は、前条に定める開示対象者に配布する等の目的で本契約の為に必要最小限の範囲で機密情報を複製または複写できるものとします。
2. 当社ならびに契約者は、本契約書の有効期間の終了または相手方より請求のあった場合は、機密情報およびその複製物を相手方に返却するものとします。

第 19 条(損害賠償)

1. 当社ならびに契約者は、相手方の本契約違反により損害を被った場合には、相手方に対し損害賠償を請求することができるものとします。
2. 当社ならびに契約者が相手方に対し損害賠償請求できるのは直接かつ通常の損害においてのみとし、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとします。

第 20 条(契約の有効期間)

本契約の有効期間は締結の日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前までに契約者または当社から書面による契約終了の意思表示がない限りさらに1年間延長されるものとし、それ以降の期間満了に際しても同様とします。

第 21 条(契約の解除)

1. 当社または契約者は、相手方に次の各号にあげる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (2) 支払いの停止があったとき、または仮差押、競売、破産、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てを受けたとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
2. 当社または契約者は、相手方の債務不履行が相当期間を定めて催告後も是正されないときは、本契約を解除することができます。

第 22 条(約款の変更)

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、その都度本約款を変更できるものとします。
2. 当社は本約款を変更した場合には、新約款を契約者に遅滞なく連絡するものとします。
3. 契約者が本サービスを利用した段階において、変更事項を承認したものとみなします。

第 23 条(反社会的勢力の排除)

1. 本約款締結時及び将来に亘って、次の各号に掲げる事項について誓約します。
 - (1) 自己または自己の関係者(以下「関係者」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)ではないこと
 - (2) 本約款の履行が暴力団等の活動を助長し、または暴力団等の運営に資するものではないこと
2. 相手方または相手方の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告等手続を要せず、直ちに本約款を解除することができるものとします。
 - (1) 前項各号の誓約に反していると合理的に判断されたとき
 - (2) 暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為を行ったとき
 - (6) 本約款の履行のために契約する第三者が前各号のいずれかに該当するとき
3. 前項により解除した当事者は相手方に対し、被った損害があるときは、その賠償を請求することができるものとします。
4. 第2項各号により本約款を解除したときは、解除された者は期限の利益を失い、本約款から生じた一切の債務を直ちに弁済するものとします。

第 24 条(協議)

本約款に記載のない事項で契約者が本サービスを利用するうえで必要な事項については、契約者と当社との協議によって定めるものとします。

第 25 条(合意管轄裁判所)

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所をもってその専属管轄裁判所とします。

本約款は令和1年5月1日より適用されます。

<お問い合わせ先>

株式会社メイテツコム

社会情報ソリューション部 Tel:052-589-2478

<別表> MPN・e決済のサービス内容について <一例>
 ご契約店舗様毎に下記内容は異なります。

1. サービス種別と概要

(1) クレジットカード決済(SSLカード番号入力方式)

- ・ VISA, マスター, JCB, AMEXブランドの取扱いができます
- ・ カード会社と通販加盟店契約を締結していただいた上で、カード会社とのデータ連携を当社が代行します

項番	貴社作業	当社作業
1	カード利用申込受付	
2		カードオーソリゼーション
3		オーソリ結果の提示
4	本人確認	
5	売上依頼	
6		売上データ伝送
7		売上代金代理受領・送金
8	売上代金受領	

2. 代金お支払いサイクル

項番	決済方式	締切日	店舗口座への送金日
1	クレジットカード	15日締め (売上処理日)	翌月15日の6営業日後

3. システム利用料(カード会社、金融機関の決済手数料を含みます)

3-1. 初期基本料

プラン内容による

3-2. 月額基本料

プラン内容による

3-3. 従量料金

1取引毎の手数料率は以下の通りになります

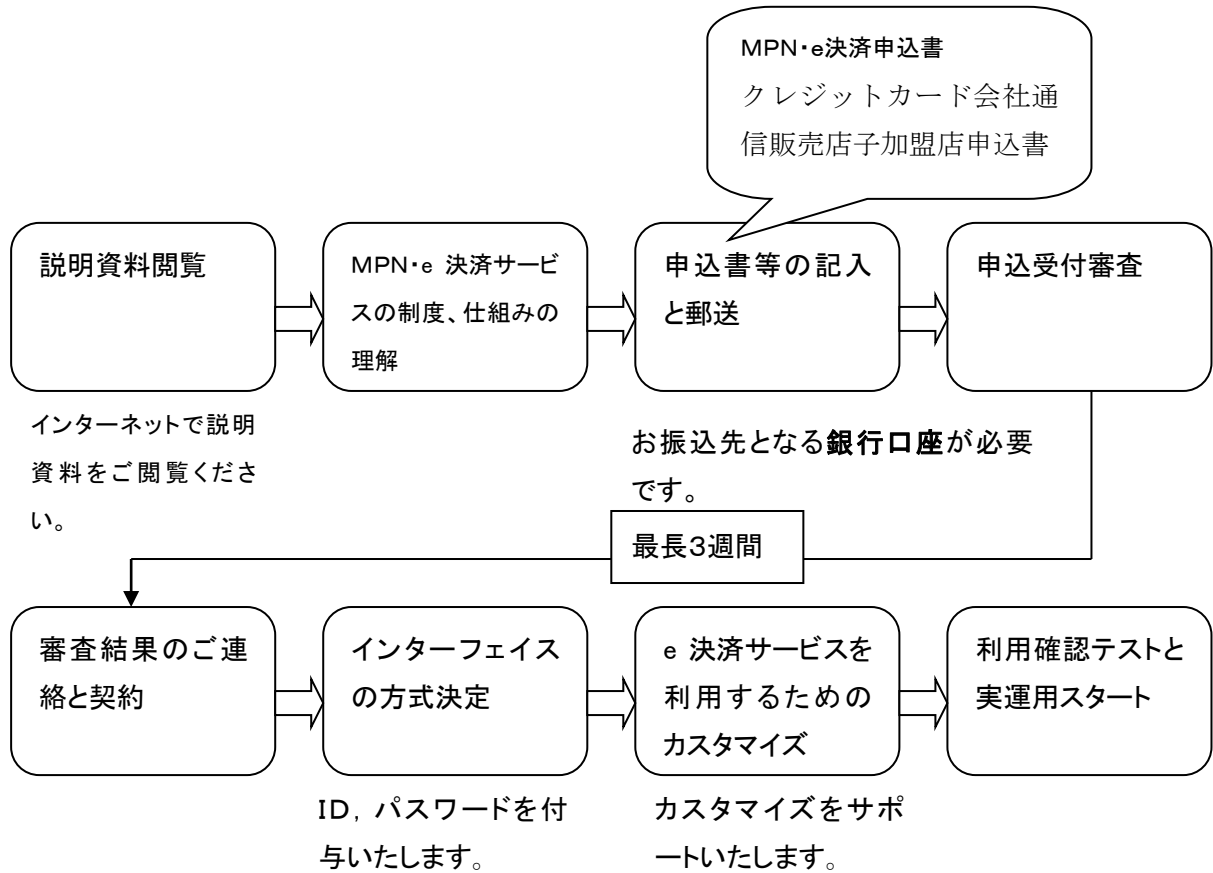
項番	種類	1取引毎の利用料(※1)	送金手数料(月1回)
1	VISA MASTER	決済金額の4.937% (ただし最低額 52円)	1店舗口座あたり 800円
2	JCB AMEX	決済金額の5.142% (ただし最低額 74円)	

上記利用料・手数料に相当する消費税を別途申し受けます。

4. サービス停止時間

区分	決済方式	停止時間
不定期	クレジットカード	1週間前までに電子メールでご担当者様にお知らせいたします。

5. 利用開始手続き



以上